

局長

12

極秘

大臣引継事項目次

昭和39年7月¹⁴
(理財局)

1	オリンピック記念のための1,000円臨時補助貨幣及び新図案100円臨時補助貨幣の発行について.....	1
2	最近の財政資金対民間収支の実績及び見込について.....	3
3	昭和39年度政府関係外債の発行状況について.....	6
4	政府関係外債の発行銘柄について.....	8
5	昭和39年度財政投融资の追加について.....	9
6	世銀借款について.....	14
7	首都高速道路公団の料金改訂について.....	16
8	日本合成ゴム(株)の株式処分について.....	18
9	むつ製鉄(株)の砂鉄事業について.....	19
10	災害関係について.....	20
11	地方公営企業の赤字問題について.....	21
12	日韓会談について.....	23
13	在外財産問題について.....	27
14	マレーシア補償問題について.....	29
15	未解決クレームについて.....	31

12 日韓会談について

(1) 請求権問題解決に関する合意の内容

サンフランシスコ平和条約に基づく日韓間の請求権問題の解決については、多年にわたる両国間の交渉の結果法律的理解に大きな相違があり、かつ、事実関係も不明確であることが明かになつたため、37年11月の大平・金会談の結果、次に述べるような経済協力をわが方より供与し、その随伴的效果として韓国の請求権が消滅する方式をとることについて大筋の合意をみた。

(1) 経済協力の供与

(i) 無償経済協力は3億ドルとし、毎年3000万ドルずつ10年間にわたり、日本国の生産物及び役務により供与する。ただし、わが国の財政事情によつては、双方合意のうえ繰上げ実施することができる。

(ii) 有償経済協力(長期低利借款)は総額2億ドルとし、10年間にわたり海外経済協力基金より供与する。その条件は、年利率35%、償還期限20

(23)

年程度、据置期間7年程度とする。

(iii) このほか、相当多額の通常の民間信用供与が期待される。

(2) 日韓オープン勘定の決済

上記のほか、韓国側は貿易上のこげ付債務4573万ドルを一定期間内に償還する。

(2) 合意の内容に関する両国了解の相違点

上記の請求権問題解決に関する合意の内容については、日韓両国がそれぞれ了解しているところに、次のような相違がある。

(1) 日韓オープン勘定残高の償還について

(i) 日本側の了解は3年間の償還

(ii) 韓国側の了解は、10年間の無償経済協力からの均等控除による償還

(2) 有償経済協力の返還期間について

(i) 日本側の了解は7年据置後13年間(計20年間)の返還

(ii) 韓国側の了解は7年据置後20年間(計27年間)の返還

(24)

(3) 最近の状況

このように請求権問題が原則的に解決した結果、その後における討議の中心は漁業問題となり、日本側赤城農林大臣、韓国側元農林部長官による閣僚会談が39年3月から4月にかけて12回にわたって行なわれ、また、両大臣の指示による両国事務専門家間の会議が行なわれたが、漁業協力問題について韓国側は長期低利の借款方式を主張し、日本側は通常の間延払輸出による信用の供与を主張するという従来の立場を変えなかつたため、具体的な合意をみるに至らなかつた。

漁業問題に関する閣僚会談は専管水域、共同規制問題についても意見対立のままものわかれに終つたが、会談を完全に打ち切るといふ事態を避けるため、その後も非公式会談が続けられているものの、韓国における政情不安もあり、具体的な進展をみていない。

(4) 緊急援助

最近の韓国における経済情勢の悪化、日韓会談の停滞を考慮し、日本政府は韓国に対し、食糧を中心とする緊急援助を行なう意向を有する旨韓国政府に伝えた

ところ、韓国側は、消費物資中心の緊急援助より経済再建に役立つ機械、原材料等の延払輸出、韓国産品の輸入増大等を希望した。

これに対し、日本側は態度の表明を留保し、今後関係各省間で協議を行なうことを予定しているが、人道的見地からする民生安定物資の援助についてはともかく、原材料、機械等の延払輸出について特別の考慮を払うことは適当でないと思われる。